

福島県まん延防止等重点措置に伴う独自対策と連携した
本市事業者における感染拡大防止対策の強化

期間:8月8日～31日まで

感染力の強いデルタ株等による感染の急拡大から、福島県は国に対し、まん延防止等重点措置の要請を行い、いわき市が重点区域となりました。

これに伴い、本市をはじめとする3中核市で行っている県独自対策を8月31日までの期間で全県に拡大し、感染防止に取り組むこととなりました。

福島市は、既にデルタ株急拡大警戒情報を発して感染防止対策の徹底を図っているところですが、県の独自対策を推進し、これと連携して、感染拡大防止対策の強化を図るため、飲食店等及び事業者の皆さまには、下記の点についてご協力いただくようお願いいたします。

記

1. 飲食店等の皆さまへのお願い

- (1) 飲食店の営業時間短縮要請(県の独自対策)
 - ・期間:7月31日(土)午後8時～9月1日(水)午前5時
 - ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)
 - ・時短営業にご協力いただいた場合、協力金を支給
(1日当たり 2.5 万円～(売上高に応じて))
- (2) 福島県まん延防止等重点措置等により影響を受け、売り上げの減少した中小法人等への一時金の支給(県の独自対策)
 - ・対象事業者:本措置の要請に伴い、飲食店の時短営業または不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小法人、個人事業者等
 - ・交付額:一律20万円

2. すべての事業者の皆さまへのお願い

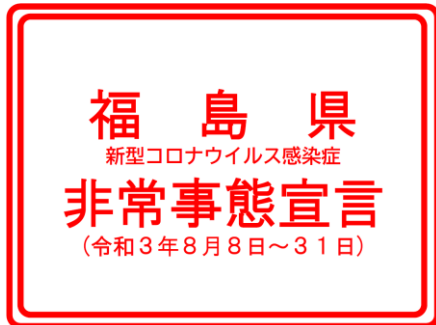
- (1) 職場内の感染防止対策を徹底してください。
- (2) ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人々との接触機会の低減にご協力ください。
- (3) 出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

※【福島県資料抜粋】「福島県まん延防止等重点措置等(令和3年8月8日～31日)」

福島県まん延防止等重点措置等 8月8日(日)～8月31日(火)

午後8時から午前5時までの営業自粛

不要不急の外出自粛



飲食店等の皆様へのお願い

福島市

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。
(酒類の提供は、午前11時～午後7時)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

全地域

上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等
を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。